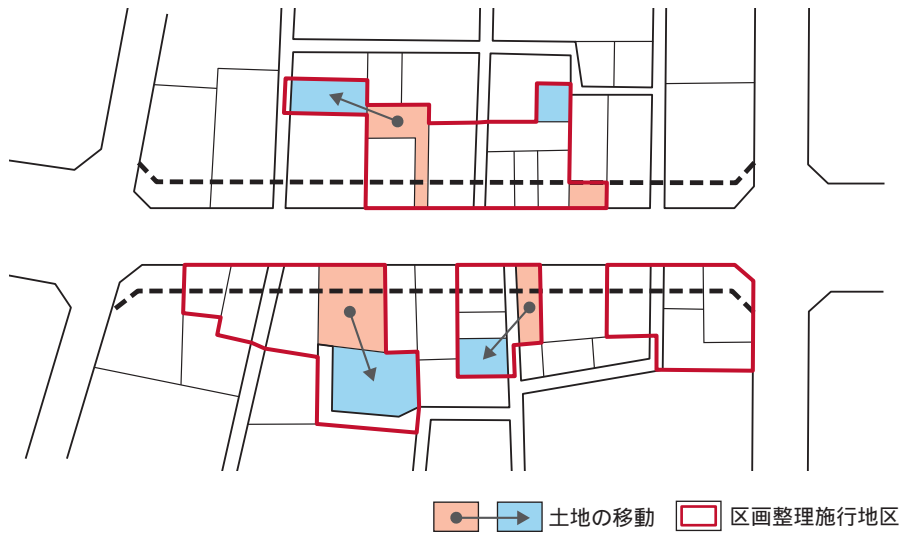


## 換地手法による土地の移動（第一段階）

取得した用地を、代替地を希望する地権者の土地と「玉突き的に」移動していきます。これは、順次、繰り返していきます。この時に、共同建築の意向を持っている地権者の土地を集約していくことも効果的です。

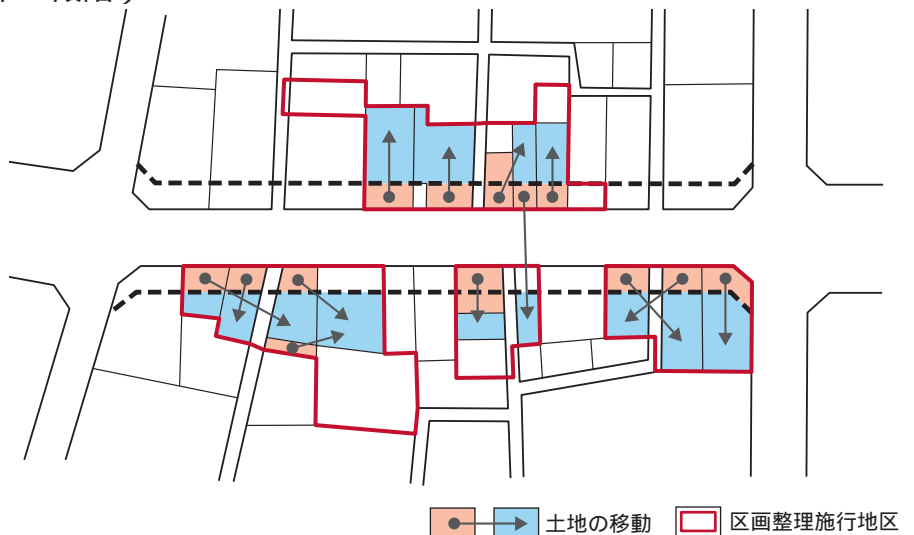
4



## 換地手法による土地の移動（第二段階）

区画整理の施行区域以外の都市計画道路については、街路事業として直接買収をしていきます。（街路事業者が実施します）

5



## 整備後のイメージ

地権者の意向を踏まえて、土地区画整理事業の施行区域と、街路事業による直接買収の区域を設定します。区画整理の区域は、敷地レベルで設定することが可能です。この場合、沿道の区域で売却意向のある土地をどれだけ施行区域に含めることができるかが、重要なポイントとなります。

6

